

南丹市役所本庁施設防犯カメラ管理運用要領

1 趣旨

この要領は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、南丹市が南丹市市役所本庁舎敷地内（以下「本庁施設等」という。）に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、本庁施設等における犯罪防止や、事故防止のために設置するものとする。

3 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、本庁施設等に8台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい場所に、「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置者名（南丹市）を記載するものとする。

4 管理体制

(1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者及び操作担当者を置くものとする。

(2) 管理責任者は、総務部長とし、管理責任者を補佐する操作担当者として総務課長を指名するものとする。

(3) 管理責任者及び操作担当者の責務は次のとおりとする。

ア 防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行うこと。

イ 画像により知り得た情報の漏えい、又は不正な使用の防止のための必要な措置に関すること。

ウ 防犯カメラの設置及び運用に関する苦情や問い合わせに関すること。

エ その他画像の適正な取扱いに関すること。

(4) 防犯カメラの操作及び画像の取扱いは、管理責任者と操作担当者が共同で行うものとし、それ以外の者による操作及び取扱は行わないものとする。

5 画像の適正管理

(1) 設置場所

画像記録装置の設置場所は、本庁舎1号棟1階宿直室で本庁舎セキュリティシステムを集中して管理し、適正に管理するものとする。

原則として、画像の外部への持ち出し、転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、13日間とする。

(3) 画像の消去及び記録媒体の破棄

保存期間を経過した画像は、重ね撮り等により速やかに、かつ、確実に消去するもの

とする。

記録された記録媒体を破棄する場合は、管理責任者と操作担当者が完全に消去されたことを確認の上、破棄するものとする。

記録された記録媒体を破棄したときは、廃棄方法、廃棄日時及び廃棄場所を記録するものとする。

6 画像の取扱い

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者に提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により文書による要請を受けた場合

ウ 人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない場合

(2) 画像の提供を行うときは、被提供者の身分証明書等の提出を求め、確認を行うとともに、日時、理由、内容等を記録するものとする。

7 苦情等の処理

管理責任者及び操作担当者は、防犯カメラの設置及び運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応するものとする。

8 画像記録装置の管理

管理責任者及び操作担当者は、3ヶ月に一度、画像記録装置が正常に作動しているか確認すること。

9 その他

画像に関する取扱いについては、個人情報保護法制の規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。